

長沼町 低炭素建築物新築等計画認定申請等手数料

R7.4.1～

都市の低炭素化の促進に関する法律

1. 法第53条第1項に係る認定申請手数料、法第55条第1項に係る変更認定申請手数料 (工事着手予定時期、工事完了予定時期の変更を除く)

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)		
1戸のもの	9,100円	(評価機関審査を受けたもの)
イ、ウ 共同住宅等又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く)【誘導仕様基準含む】		
(ア) 住宅部分(戸数単位)		
a 2戸以上5戸以内のもの	14,700円	(評価機関審査を受けたもの)
b 6戸以上のもの	22,600円	(評価機関審査を受けたもの)
(イ) 住宅部分の住戸以外(建築物の延べ床面積)		
a 300㎡以内のもの	14,700円	(評価機関審査を受けたもの)
b 300㎡を超えるもの	35,300円	(評価機関審査を受けたもの)
エ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合【モデル建物法含む】		
・ 1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積		
a 300㎡以内のもの	14,700円	(判定機関審査を受けたもの)
b 300㎡を超えるもの	23,000円	(判定機関審査を受けたもの)

(摘要)

- 1 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の認定を申請する場合は、ア及びエに規定する金額を合計した金額とする。
- 2 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の認定を申請する場合は、イ及びエ又はウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。
- 3 法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、上記手数料の他、建築基準法に定める建築確認申請等に要する手数料の額を加算する。

2. 法第55条第1項に係る変更認定申請手数料 (工事着手予定時期、工事完了予定時期の変更)

変更の単位	手数料
1棟につき	1,000円